

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局防火管理規程の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業場	防火管理者
局庁舎	企画総務部総務課庶務係長
自動車整備工場	自動車部自動車整備工場技術係長
営業所	自動車部営業所庶務係長
運転指令区	高速鉄道部運輸課運転指令区長
烏丸線運輸事務所乗務区	高速鉄道部烏丸線運輸事務所乗務区長
東西線運輸事務所乗務区	高速鉄道部東西線運輸事務所乗務区長
烏丸線運輸事務所駅務区	高速鉄道部烏丸線運輸事務所駅務区長
東西線運輸事務所駅務区	高速鉄道部東西線運輸事務所駅務区長
竹田保線区	高速鉄道部技術監理課竹田保線区長
醍醐保線区	高速鉄道部技術監理課醍醐保線区長
竹田検車区	高速鉄道部車両工場竹田検車区長
修車区	高速鉄道部車両工場修車区長
醍醐検車区	高速鉄道部車両工場醍醐検車区長
電力区	高速鉄道部電気課電力区長
姉小路電気区	高速鉄道部電気課姉小路電気区長
醍醐電気区	高速鉄道部電気課醍醐電気区長

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)